

【報告】「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（平成31年4月1日施行）第18条に基づき、令和3年度の本市における神戸産農水産物等の活用の推進に関する取り組み状況について報告する。

1. 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策（第8条）

（1）ファーマーズマーケットの開催

地産地消のライフスタイル化を目指したファーマーズマーケット「EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET」を東遊園地や須磨海岸など市内各地で開催した。

また、駒ヶ林、御崎公園、西神中央駅前においても、地域の個性に合わせたマーケット等を開催した。



水産物マーケット（駒ヶ林）

- ・ EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET
（東遊園地、旧居留地、KIITO、メリケンパーク西側護岸、須磨海岸、垂水漁港、新長田鉄人広場）：36回 約31,500人
- ・ 駒ヶ林（長田港漁船だまり）：2回 約3,200人
- ・ 御崎公園：3月を「食べるをつくる月間」とし、兵庫区南部を中心に食や循環をテーマとしたワークショップを巡るシールラリーを展開 約200人
- ・ 西神中央：1回 約680人

（2）観光農漁業及び農漁業体験への支援

神戸市観光園芸協会と連携し、いちご・ぶどう・なし・さつまいも・かき・とうもろこしの観光農園及び貸農園のPRやクイズラリーを実施した。

また、地域団体等が主体的に取り組む、稲作体験・野菜収穫体験など農漁業体験イベントに対して支援を行った。

- ・ 観光農園利用者：36,404人
内訳：いちご10,318人、ぶどう5,902人、なし2,261人、さつまいも15,508人、かき904人、とうもろこし489人、貸農園1,022人
- ・ クイズラリー応募総数：757通
- ・ 農業体験：21地区
稲作体験、黒大豆栽培体験、さつまいも栽培体験、みそづくり体験、しめ縄づくり体験、そば打ち体験 等
- ・ 漁業体験（釣り大会）：44回 1,158人
（乾のりづくり体験）：14回 339人
- ・ 栽培漁業センターの施設見学：11団体 837人（市内外の小学校など）

(3) 農村ツーリズムの推進

農村の地域資源の発掘、魅力発信及び地域活性化につながる企画を公募し、提案事業を支援した。

・ 3 事業 :

- ①道の駅「神戸 フルーツ・フラワーパーク 大沢」を起点とした神戸里山体験型サイクリングツアー
- ②交流拠点「HATA+BE+」発・周遊型アクティビティ開発
- ③農村里山でサイクリングと収穫体験と BBQ



神戸里山体験型
サイクリングツアー

2. 啓発活動等についての主な施策（第9条）

神戸が誇る美しい花をPRし、消費拡大につなげるため、「街の彩ガーデン」として花のディスプレイを設置した。「神戸花物語 2021 秋」では、メリケンパークのBE KOBE モニュメント前に花絵を設置したほか、「神戸花物語 2022 春」において、ストリートピアノと連携した神戸産の花の展示を行った。

また、垂水漁港での漁業デーや市民を農業の生産現場に案内する産地見学会の開催、「こうべ旬菜」などの神戸産農産物を市内の小売店や量販店でのPR販売やInstagramを活用した「神戸産を食べて応援キャンペーン」などを開催した。

さらに、市WEBサイトなどで、神戸の農漁業や食に関する情報を発信した。

- ・ 「街の彩ガーデン」 : 年間6回 (延べ 33 ヲ所)
市役所1号館ロビー、
デュオこうべ、西区役所他
- ・ 「神戸花物語 2021 秋」 メリケンパーク (BE KOBE 前)
(前半) 10月22日 (金曜) ~10月31日 (日曜)
伊川谷産ビオラ約7,000鉢 テーマ「ハロウィン」
(後半) 11月2日 (火曜) ~11月14日 (日曜)
伊川谷産ビオラ約7,000鉢 テーマ「神戸港」
- ・ 「神戸花物語 2022 春」 10 ヲ所 (3月1日~3月6日)
- ・ 産地見学会 : 9回 143人
- ・ 神戸産農産物PR販売 : 小売店8回、量販店10回 (8月~3月)
開催店30店舗 (地産地消推進店27、量販店3)
- ・ 神戸産を食べて応援 Instagram キャンペーン : 12月~2月
- ・ 漁業デーの開催 : 10回 約500人



神戸花物語 2021 秋



神戸花物語 2022 春

3. 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策（第10条）

（1）安定供給の取り組み

「こうべ旬菜」の認知度向上と消費拡大のため、出荷・産地表示資材への支援、量販店での地産地消コーナーの設置などに取り組んだ。また、直売所に出荷する生産者団体が行うPR活動に対して支援を行った。水産振興では、漁業経営の安定のため、漁船保険や漁業共済等に関する支援を行った。

- ・ こうべ旬菜生産量：18品目 約3,100トン
- ・ 地産地消推進店：40店
- ・ 量販店での地産地消コーナー設置：12店
- ・ 市内直売所：55箇所
- ・ 漁船保険：321隻
- ・ 漁業共済：32人



こうべ旬菜表示資材

（2）農水産業等の担い手に対する支援

地域の担い手となる認定農業者・集落営農組織に対し、農業用機械・設備の導入支援を行うとともに、新規就農者・農村サポーターなど多様な担い手の育成に努めた。新規就農者に対しては、次世代人材投資資金による支援を行うとともに、初期投資を軽減するため、栽培から販売まで一貫して実践する「就農実践ファーム」を支援した。

さらに、多様な担い手の育成を目指して、短期間の研修により小規模農地を借りることができる「神戸ネクストファーマー制度」を創設し、運用を開始した。

また、集落ごとに5～10年後の農地の耕作者・後継者を明確化する「里づくり農業振興計画」を策定するとともに、「農地管理神戸方式」により集落営農組織の広域化・法人化を継続的に推進した。

- ・ 認定農業者の認定：65人（認定者合計262人）
- ・ 認定新規就農者の認定：6人（認定者合計39人）
- ・ 農業次世代人材投資資金の交付者：38人
- ・ 農業経営力向上支援事業：9件（トラクター、白ネギ掘取機、イチジク棚、イチゴ高設栽培施設等）
- ・ 就農実践ファームの設置：1地区（神出町6棟）
- ・ ネクストファーマー制度の創設（認定研修機関4団体認定）
- ・ 農村サポーター：56人
- ・ 里づくり農業振興計画の策定：31地区
- ・ 広域集落営農法人の支援：1法人（神出町）
- ・ 集落営農法人の設立：1件（伊川谷町）



就農実践ファーム



ネクストファーマー制度による研修

(3) 市内流通の促進

「こうべ旬菜」の生産者に対して、出荷用コンテナ等の導入支援を行った。

また、市内の飲食店・スイーツ店などで、いちじく・シラス・ハモ・須磨海苔・ホウレンソウ・いちごを使った特別メニューを提供する「神戸食材フェア」を実施した。

畜産振興については、市内農家が生産した但馬牛の市内流通を促進するため、中央卸売市場西部市場への出荷を支援した。

- ・コンテナ導入：3,000 ケース（年間延べ約 167,000 ケース）
- ・こうべ旬菜生産量：18 品目 約 3,100 トン
- ・秋の神戸食材フェア（いちじく、シラス、ハモ）：68 店舗
- ・冬の神戸食材フェア（須磨海苔、ホウレンソウ、いちご）：47 店舗
- ・市内流通促進支援（但馬牛）：416 頭

4. 生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策（第 11 条）

神戸産農水産物等の生産性向上を図るため、国県の補助事業等を活用し、生産基盤の整備及び漁港施設の整備に対して支援を行った。

- ・ため池改修：3 件
- ・土地改良施設維持管理適正化事業：6 件
- ・漁業関係整備：垂水漁港岸壁耐震補強工事



ため池改修工事

5. 神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策（第 12 条）

経済観光局、教育委員会、（一財）神戸市学校給食会、兵庫六甲農業協同組合、流通事業者と連携し、安全で新鮮な神戸産の野菜や米を学校給食へ供給し、地産地消や食育を推進した。また、こうべ給食畑事業として、給食利用が多い品目（ジャガイモ、タマネギ、ニンジン）について、生産拡大や秀品率の向上に取り組んだ。

- ・神戸産野菜利用割合：小学校 13.8 %（181 t / 1,304 t）
中学校 12.3 %（22.4 t / 182 t）
- ・神戸産米の利用割合：小学校 100% 650 t
中学校 100% 251 t



こうべ旬菜

6. ブランド化の推進についての主な施策（第13条）

「こうべ旬菜」に対して、学校給食への利用促進、産地表示資材の導入支援等を行うとともに、いちじくについては戦略的拡大品目として指定し、生産拡大や販路開拓への支援を行った。また、いちじく・シラス・ハモ（秋）、須磨海苔・ホウレンソウ・いちご（冬）の6品目について、飲食店等での活用を促す「神戸食材フェア」を実施した。

さらに、飲食店から需要があり、省力栽培ができるレモン・アボカドの試験栽培を継続的に行うとともに、新たにアーモンドの試験栽培に対して支援を行った。

酒米である山田錦の栽培において、ドローンを用いた画像解析による生育診断の実証実験に取り組んだほか、栽培漁業センターにおいてナマコ、マコガレイ等の種苗生産に取り組んだ。

- ・いちじく生産拡大：電動剪定ばさみ・耐病性接ぎ木苗の導入等
- ・秋の神戸食材フェア：68 店舗（再掲）
- ・冬の神戸食材フェア：47 店舗（再掲）
- ・新たな果樹の試験栽培：アーモンド（10 本）
- ・ナマコ放流実績：約7万5千個
- ・マコガレイ放流実績：約7万4千尾



冬の神戸食材フェア商品

7. 他の施策との連携についての主な施策（第14条）

（1）観光関連

農村定住起業施設等を掲載したガイドブックの作成を支援し、来訪者の受入れ態勢の構築を進めた。また、交通事業者と連携し、自転車を用いた地域全体でのサイクリング周遊・滞在観光モデルを構築する「神戸農村サイクルーツーリズム実証事業」を後援し、地域を巡るイベント実施等により、魅力を発信した。



神戸農村サイクルーツーリズム実証事業

（2）食育関連

「神戸市食育推進計画」で定める食農教育の推進事業として「食農ボランティア」の活動に対して支援を行った。

- ・食農ボランティアの活動支援

北区 田植・稲刈り体験：小学校 各 97 人

野菜収穫体験：幼稚園 23 人・児童館 30 人

- ・塩づくり体験：42 回 545 人
- ・乾のりづくり体験：14 回 339 人



乾のりづくり体験

(3) 移住・定住関連

神戸里山暮らしを推進するなか、開発許可の規制緩和を活用し、既存住宅を里づくりの拠点施設（農泊施設、コワーキングスペースなど）に転活用する支援を行った。また、農村地域での暮らしや、起業に関心のある方を対象とした移住体験施設の運営を支援した。さらに農村地域で起業をめざす「神戸農村スタートアッププログラム」を開催するとともに、「神戸・里山暮らしハンドブック」による農村地域の魅力と移住・起業に関する情報を発信した。

- ・里づくりの拠点施設：1件（大沢町）
- ・移住体験施設の開設：1件（淡河町）
- ・神戸農村スタートアッププログラム開催
：受講者 22人
- ・神戸里山暮らしハンドブックのWeb発信



里づくりの拠点施設



神戸農村スタートアッププログラム

(4) 都市農園（アーバンファーミング）の場づくり

「食べること・育てること」に対する市民の関心を高め、農のあるライフスタイルの普及をめざして、都市部で農に触れる機会を創出するため、公園などでの果樹植栽や農園づくりの実証実験（エディブルパーク）を実施した。また、民間の都市農園の活動について「食都神戸実践モデル活動支援事業」により支援を行った。

- ・エディブルパーク：2件
北野エディブルヤード（中央区）、ウングノハタケ（兵庫区）、
- ・食都神戸実践モデル活動支援：4件
シェラトンファーム（東灘区）、神戸国際大学（東灘区）、
エコール・リラ（北区）、BRANCH 神戸学園都市（垂水区）

8. 6次産業化の支援についての主な施策（第15条）

神戸産農水産物等を活用した商品開発に対して「食都神戸実践モデル活動」として支援した。また、市内大学生などの若者のアイデアと企業のノウハウを活用した新たな「ものづくり」と、若者・企業・農漁業者の「ネットワークづくり」をすすめる「KOBE “にさんがろく” プロジェクト」を実施した。

- ・食都神戸実践モデル活動支援事業：6件
六甲のめぐみと連携した神戸産農産物弁当
神戸ゆかりの材料を使用したクラフトジン 等
- ・KOBE “にさんがろく” プロジェクト
参加学生数：26人（大学13校、専門学校1校）
活動成果：淡河産クラフト納豆づくり 等



淡河産大豆を使ったクラフト納豆

【おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例】

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえ、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産業をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。
 - ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者
 - イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者
 - ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として提供する者
- (6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等、2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、市内で生産された農水産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市、生産者、事業者及び市民は、健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として、次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市、生産者、事業者及び市民は、相互に連携し、神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し、及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより、市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し、及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者(いずれも後継者を含む。)並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、第3条の基本理念にのっとり、安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し、農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに、神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心な食品の提供の重要性を認識し、市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び市民の交流支援)

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

(生産、供給及び市内流通の促進)

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

(生産環境及び生産基盤の整備等)

第 11 条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境(農地、漁場等の周辺環境をいう。)及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(神戸産農水産物等の優先利用)

第 12 条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等(これを加工したものを含む。)の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進)

第 13 条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第 14 条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第 15 条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第 16 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 18 条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。